

山口労発基 1006 第4号
令和 8 年 10 月 6 日

関係団体の長 殿

山口労働局長
(公 印 省 略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針の一部を改正する件」について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第30号。以下「改正指針」といいます。）を令和8年10月1日に厚生労働省ホームページに掲載し、同日（一部については令和9年10月1日）から適用されるところです。

今般の改正は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」といいます。）が、令和7年5月14日に公布され、改正法の一部が令和8年10月1日に施行されることに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものです。

その改正点は別添1の新旧対照表、改正後の指針は別添2のとおりですので、傘下会員事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添1 新旧対照表

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001755151.pdf>



別添2 改正指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001755051.pdf>

